

愛知県歯科医師会 社会保険担当理事  
作 誠太郎  
松尾 隆昌

## マイナポータルサイトの一時停止にかかる 対応について（お知らせ）

下記の期間中、マイナ保険証の新規利用登録ならびに患者のスマホ等によるポータルサイトの表示が出来ません。そのため、初めて来院する患者がマイナンバーカードのみを持参し、休日診療所を受診される場合や、各歯科医院で急患対応を受ける場合、マイナンバーカードによる保険証の資格情報確認ができない場合があります。

I、II、IIIについて内容をご確認の上、対応下さいますようお願い致します。

※ オンライン資格確認は通常通り使用できます。

12月21日（日）00:00～ 同日 8:00

12月31日（水）22:00～ 1月2日（金）3:00

### I. 各歯科医院での患者への周知

通院中の患者が、休日診療所等を受診する際にスムーズに受診できるよう、既存の休日診療所の案内ポスターなどに以下の内容を追記するなどして対応をお願い致します。

#### 令和8年1月1日（他の上記期間中も含む）に休日診療所等を受診する場合

過去にマイナンバーカードを使って、医療機関で保険証の内容を

- ① 確認したことがある場合  
→ マイナンバーカードを持参のうえ、受診してください。
- ② 確認したことがない場合（使ったか事があるか、記憶が曖昧な場合も含む。）  
→ 現在加入している保険の保険証（期限切れでも可）や資格確認証、資格情報のお知らせなど、加入保険の情報が分かる書類を持参のうえ受診してください。

### II. 自治体、歯科医師会などの休日診療所の案内への掲載

各自治体、歯科医師会のホームページ等において受診する場合の注意事項として

「I. 各歯科医院での患者への周知」の内容を掲載いただき、スムーズな資格確認が出来るようお願いします。※ 患者用周知ポスターをご活用下さい。

当日の電話での問い合わせにも、同様の内容を伝えるようにスタッフに周知ください。

### III. 保険請求について

休日診療所等では以下のように保険請求してください。

- ① 資格確認の出来るマイナンバーカード持参の場合。  
→ 通常の事務手続きで保険請求。
- ② 保険証等、保険加入状況が分かる書類持参の場合。  
→ 通常通り保険資格内容を入力の上、オンライン資格確認で資格内容を確認し、確認できれば通常の保険請求。確認できない場合③へ
- ③ 初めてマイナンバーカードを利用する場合や  
オンライン資格確認で「資格無効」など資格確認ができない場合。  
→ 被保険者資格申立書に必要事項を記載。  
被保険者番号は不詳とし「7」を必要桁数分入力する。  
摘要欄に患者の住所・連絡先等を記載し保険請求。  
※詳細は医療機関等向けポータルサイト（被保険者番号不詳でのレセプト請求）  
をご確認下さい。

小児など0割負担の患者さんには臨機応変に対応してください。